

## 那覇「孔子廟」使用料免除最高裁大法廷違憲判決についての声明

那覇市の管理する公園内に、儒教の祖である孔子等を祀った廟（以下「孔子廟」という。）の設置を許可し、敷地の使用料の全額を免除した那覇市長の行為が、政教分離原則に違反して無効であり、市が孔子廟所有者（一般社団法人「久米崇聖会」）に対し公園使用料を請求しなかったことは、違法に財産の管理を怠るものであることが争われた住民訴訟において、2月24日最高裁大法廷は、上記使用料の免除が憲法20条3項の禁止する宗教活動に当たるとして、政教分離原則に違反する旨判示した。

この最高裁判決は、孔子廟が孔子の霊を迎えて送り返す「釋奠祭禮」（せきてんさいれい）を挙げる宗教施設であることを明確に認定した点、目的効果基準という形式的基準に拘泥することなく、信教の自由の保障の確保という政教分離原則の制度の根本目的にさかのぼって違憲判断を行っている点、自治体等が宗教施設について観光資源であること等を理由に、安易に財政支援を容認する風潮に警鐘を鳴らす効果を有する点から評価に値する。

一方、上記判断過程において、宗教的マイノリティーではなく、「一般人」、「社会通念」、日本の「社会的・文化的諸条件」等のマジョリティーを基準とする要素を用いている点で、信教の自由の本質を見誤っているものであって、この点は糾されるべきであると考えられる。

この件に関する下記の新聞社説にも私たちは概ね同意し、各地で提訴され係争中である訴訟において、「信教の自由・政教分離」原則に厳格に基づいた判断がなされることを求めるものである。

「かつて国家神道を精神的支柱にして戦争への道を突き進んだ。政教分離の原則は、多大な犠牲をもたらした戦前の深い反省に立脚し、つくられた。」（沖縄タイムス 2/25）。

「政教分離は、国や自治体が宗教と結びつかないことを指す。憲法20条は国による宗教的な活動を、89条は宗教団体に公の財産を提供することを禁止している。判決は、市が土地使用料を全額免除しているのは、特定の宗教を優遇しており、宗教的活動に当たると認定した。政治と宗教の関わりについて、厳格な判断をしたと言える。（中略）憲法の政教分離の規定は、戦前に国家と神道が結びついて軍国主義に利用され、戦争に突き進んだ反省に基づいて設けられた。判決は、神道に限らず宗教性が認められれば、憲法に抵触しかねないとの考えを示している。公有地に建つ戦争や災害の慰霊施設が、宗教性を帯びているケースも少なくない」（毎日新聞 2/25）。「憲法は『国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない』と定める。目的は、国家と宗教の分離を制度として保障し、一人ひとりの信教の自由を守ることにあるとされる。政府や自治体が宗教性のある施設などに対し、安易に便宜や恩恵を与えるのは、厳に慎まなければならない。判決はこの基本姿勢を明確に打ち出したものであり、評価したい。（中略）政教分離が憲法に規定

された背景には、戦前の日本が神道を事実上の国教として優遇・利用したことへの反省がある。信仰の強要や他宗教の弾圧が繰り返され、ついに敗戦に至った。こうした歴史から、神社や神道との関係が問われる事例が多かったが、他の宗教的活動にも同様のけじめが求められるのは言うまでもない。(中略)現職閣僚らによる靖国神社への参拝など、国家と宗教の関係に疑義を抱かせる行いは後を絶たない。靖国というと近隣諸国への配慮から語られることが多いが、問題の根本には多くの犠牲のうえに手にした憲法上の要請がある。今回の判決を機に、政教分離原則の意義を改めて胸に刻む必要がある」(朝日新聞 2/26)。

おわりに、当委員会は「私達は信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目を注ぎ、そのために祈り、神のみむねに反しない限りこれに従う」(日本バプテスト連盟信仰宣言)バプテストとして、現在進行中の「即位・大嘗祭違憲訴訟」(東京)、「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」、また各地の「戦争法(安保保障関連法)違憲訴訟」(全国)等を含め、「平和をつくり出す人たちは幸いである」(マタイ5:9)との主イエスの教えに従い、平和と諸人権の基盤でもある「信教の自由・政教分離」を確立すべく、今後も取り組んでいく。

2021年3月11日

日本バプテスト連盟

靖国神社問題特別委員会